

2024年度 国の予算等への要望・提言

- ・要請日時 2023年6月12日（月）
- ・要請者 会派一梶谷会長／畠山副会長／池端幹事長／山根副幹事長
川澄副幹事長／清水副幹事長／菅原議対委員長
中川政審会長／瀧上政審筆頭副会長
笹田道連幹事長

【こども家庭庁】

1 子ども・子育て政策への財政措置について

- (1) 子ども・子育て政策の強化に向けて、実務レベルも含め丁寧な調整や意見交換を行う場を設けるとともに、自治体や国民などのニーズに的確に対応する取り組みが展開できるよう地方の意見を反映すること。
- (2) 自治体の財政能力に応じて、子ども・子育て支援施策に地域間格差が生じることがないように、全国一律に行う包括的な仕組みづくりなど、国の責任において、財源を含め必要な措置を講じた上で実施すること。
- (3) 地域の特性に応じた少子化対策や子どもの貧困対策の推進に向けて、自治体の創意工夫による事業実施など自由度の高い交付金や、子どもの居場所の開設や運営の支援を安定的かつ継続的に行うなど、国の予算の拡充や地方負担の軽減を図ること。
- (4) 所得や居住する地域などに関係なく、誰もが安心して子育てできる環境を整備するため、児童扶養手当の拡充、妊婦健康診査等に係る交通費の助成や、全国一律の子どもの医療費助成制度創設などについて、国の責任において必要な措置を講じた上で早期に実現すること。

2 子ども・子育てに関する経済的負担軽減について

- (1) 不妊・不育症治療等について、保険適用範囲を拡大するなど抜本的な改善を図るとともに、独自の支援を実施する自治体への財政的支援を行うこと。
- (2) 心身ともに負担の大きい産後の母親が一時的に育児から解放され、心身共にリフレッシュできるよう、産後ケア事業の制度拡充を図るとともに、レスパイトケアなどの更なる充実を図ること。
- (3) 就労や障がいの有無、所得等に関係なく、誰もが良質な保育サービスを受けられるよう、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するとともに、放課後児童クラブの利用料の無償化を含む負担軽減策を講じること。また、人口減少地域においても持続可能な保育等サービスの提供が行えるよう、必要な措置を講じること。
- (4) 高等教育への負担軽減策は、奨学金や支給対象者の拡充など制度の充実を図るほか、支援が必要な世帯に漏れなく活用されるよう周知を徹底するとともに、高止まりする授業料の引き下げにも取り組むこと。

3 子ども・子育て支援のための人材確保等について

- (1) 保育士等の確保に向けた処遇改善や負担軽減を図りつつ、待機児童や育休退園の早期解消、年度途中の保育ニーズに柔軟に対応するため、職員の配置基準の確実な見直しや一層の処遇改善を図るとともに、ICTの活用などによる業務改善や安全確保対策に関して継続的に検討すること。
- (2) 教員の負担軽減と教育の質の向上を図るため、教員定数の一層の充実を図るとともに、複雑化が予想される教育現場での外部人材の活用による負担軽減を着実に推進するために、必要な財政支援を講じること。特に広域分散型で小規模校が多い本道の地域事情を踏まえ、加配措置を講じること。
- (3) いじめや不登校、ヤングケアラーや医療的ケア児など子どもたちへの支援を総合的に推進するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療的ケア児等コーディネーターなどの配置拡充、補助率の引き上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。更に教員の加配措置や調査研究事業の拡充など支援体制の充実を図ること。

4 子育てに関する環境整備について

- (1) 生活困窮世帯の子どもたちが夢や進学を諦めることがないよう、重点的に進学支援に取り組むこと。また、子どもが孤立化することなく、安心して暮らしていくため、団体等と連携した食事の提供など、子どもや子育て家庭に寄り添ったより一層の支援を行うこと。
- (2) 出産や子育ての両立を推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の制度化、育児休業等が取得しやすい環境整備が促進されるよう、特に人的・金銭的制約が多い中小企業への支援を強化するとともに、社会全体で機運の醸成を図ること。
- (3) 子育てをした男女がともに希望に応じたキャリア形成を可能とする仕組みを構築するとともに、男性の育児休業等による子育てへの参画が当たり前になる社会の実現に向けて、必要な法整備を早期に実現すること。

【経済産業省】

1 物価高騰対策について（こ家庁を除いて共通）

燃油等のエネルギー価格高騰により道民生活のみならず、本道の基幹産業である農林水産業をはじめあらゆる分野での事業活動や医療福祉介護サービスの提供に重大な影響を及ぼしていることから、影響が緩和されるよう、国として継続的な対策を講じること。

2 中小企業の振興について

- (1) 原材料価格の上昇や円安の影響によって、食料品・エネルギーを中心とした価格上昇が続いており、とりわけ本道の中小企業・小規模事業者は、疲弊した

経営からの回復が道半ばの事業者も多くいることから、継続した財政支援や、債務超過など厳しい経営環境を踏まえ、資金繰りに支障を来さないよう、引き続き必要な対策を講じること。

- (2) 地域産業の活性化や中小企業・小規模事業者の振興を図るため、北海道中小企業総合支援センター等との連携などに十分配慮しながら、人材の育成、経営革新への支援を充実させるとともに、「中小企業・小規模事業者ワンストップ支援事業（よろず支援拠点事業）」を継続的に実施すること。
- (3) 3年以上にも及んだコロナ禍のダメージは継続しており、また、不安定な国際情勢による円安傾向により今後も原材料・エネルギーの上昇は先行きが見通せない状況の中、原材料・エネルギー上昇分の適正な転嫁とともに、大企業と中小企業・小規模事業者との取り引きの適正化に向けて、実効ある下請け事業者の支援対策を強化すること。
- (4) ウィズコロナ、ポストコロナを見据え、新たな生活様式などにより経営環境の変化に対応した起業希望者が増加傾向にあることから、北海道が行う地域経済活性化に向けた起業・創業希望者への支援施策に対して、十分な地方財政措置を講じること。

3 ALPS処理水の処分について

ALPS処理水の処分については、地元の漁業者や住民はもとより、全ての国民や諸外国に反復した丁寧な説明①を尽くし理解を得ることが重要であり、水産物のモニタリング②を拡充し、安全性の確保に万全を期すとともに、懸念される風評被害防止③など漁業者が安心して漁業を継続できるよう国の責任で万全の対策を講じること。①は農水省、経産省 ②は農水省 ③は農水省、経産省

【厚生労働省】

1 子ども・子育て政策への財政措置について（こ家庁の再掲）

- (1) 子ども・子育て政策の強化に向けて、実務レベルも含め丁寧な調整や意見交換を行う場を設けるとともに、自治体や国民などのニーズに的確に対応する取り組みが展開できるよう地方の意見を反映すること。
- (2) 自治体の財政能力に応じて、子ども・子育て支援施策に地域間格差が生じることがないように、全国一律に行う包括的な仕組みづくりなど、国の責任において、財源を含め必要な措置を講じた上で実施すること。
- (3) 地域の特性に応じた少子化対策や子どもの貧困対策の推進に向けて、自治体の創意工夫による事業実施など自由度の高い交付金や、子どもの居場所の開設や運営の支援を安定的かつ継続的に行うなど、国の予算の拡充や地方負担の軽減を図ること。
- (4) 所得や居住する地域などに関係なく、誰もが安心して子育てできる環境を整備するため、児童扶養手当の拡充、妊婦健康診査等に係る交通費の助成や、全国一律の子どもの医療費助成制度創設などについて、国の責任において必要な措置を講じた上で早期に実現すること。

2 子ども・子育てに関する経済的負担軽減について（こ家庁の再掲）

- (1) 不妊・不育症治療等について、保険適用範囲を拡大するなど抜本的な改善を図るとともに、独自の支援を実施する自治体への財政的支援を行うこと。
- (2) 心身ともに負担の大きい産後の母親が一時的に育児から解放され、心身共にリフレッシュできるよう、産後ケア事業の制度拡充を図るとともに、レスパイトケアなどの更なる充実を図ること。
- (3) 就労や障がいの有無、所得等に関係なく、誰もが良質な保育サービスを受けられるよう、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するとともに、放課後児童クラブの利用料の無償化を含む負担軽減策を講じること。また、人口減少地域においても持続可能な保育等サービスの提供が行えるよう、必要な措置を講じること。
- (4) 高等教育への負担軽減策は、奨学金や支給対象者の拡充など制度の充実を図るほか、支援が必要な世帯に漏れなく活用されるよう周知を徹底するとともに、高止まりする授業料の引き下げにも取り組むこと。

3 子ども・子育て支援のための人材確保等について（こ家庁の再掲）

- (1) 保育士等の確保に向けた処遇改善や負担軽減を図りつつ、待機児童や育休退園の早期解消、年度途中の保育ニーズに柔軟に対応するため、職員の配置基準の確実な見直しや一層の処遇改善を図るとともに、ICTの活用などによる業務改善や安全確保対策に関して継続的に検討すること。
- (2) 教員の負担軽減と教育の質の向上を図るため、教員定数の一層の充実を図るとともに、複雑化が予想される教育現場での外部人材の活用による負担軽減を着実に推進するために、必要な財政支援を講じること。特に広域分散型で小規模校が多い本道の地域事情を踏まえ、加配措置を講ずること。
- (3) いじめや不登校、ヤングケアラーや医療的ケア児など子どもたちへの支援を総合的に推進するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療的ケア児等コーディネーターなどの配置拡充、補助率の引き上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。更に教員の加配措置や調査研究事業の拡充など支援体制の充実を図ること。

4 子育てに関する環境整備について（こ家庁の再掲）

- (1) 生活困窮世帯の子どもたちが夢や進学を諦めることがないよう、重点的に進学支援に取り組むこと。また、子どもが孤立化することなく、安心して暮らしていくため、団体等と連携した食事の提供など、子どもや子育て家庭に寄り添ったより一層の支援を行うこと。
- (2) 出産や子育ての両立を推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の制度化、育児休業等が取得しやすい環境整備が促進されるよう、特に人的・金銭的制約が多い中小企業への支援を強化するとともに、社会全体で機運の醸成を図ること。

- (3) 子育てをした男女がともに希望に応じたキャリア形成を可能とする仕組みを構築するとともに、男性の育児休業等による子育てへの参画が当たり前になる社会の実現に向けて、必要な法整備を早期に実現すること。

5 物価高騰対策について（こ家庁を除いて共通）

燃油等のエネルギー価格高騰により道民生活のみならず、本道の基幹産業である農林水産業をはじめあらゆる分野での事業活動や医療福祉介護サービスの提供に重大な影響を及ぼしていることから、影響が緩和されるよう、国として継続的な対策を講じること。

6 雇用対策の推進について

- (1) 厳しい経営環境にあっても、若年者の採用を積極的に取り組む企業への支援を充実すること。また、若者への職業自立支援、早期離職を防ぐための対策など、若年者雇用対策の充実を図ること。また、女性が自らの意思により、その個性と能力を發揮しながら、充実した職業生活を送ることができるよう、国のリーダーシップのもと、女性の活躍につながる施策の充実を図ること。
- (2) 働きやすい環境整備は、地方における質の高い労働力の確保にもつながることから、長時間労働の是正、ワークライフバランスの促進など働き方改革と企業が取り組みやすい環境を整備すること。
- (3) 非正規雇用労働者等の正規雇用化について、継続的に支援するとともに、各自治体の取り組みに必要な財源措置を講じること。また、同一労働同一賃金の実現や、有期契約労働者の無期転換など非正規労働者の処遇改善に取り組む企業の費用支援策の充実を図ること。併せて、地方自治法の一部を改正する法律が今年5月に公布され、会計年度任用職員にも、令和6年4月1日から勤勉手当が支給可能となったことから、必要な財源を確保すること。

7 新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行したが、道内の感染状況は、直近の6月8日公表の週次報告（第22週5月29日～6月4日）は、定点当たり6.71人と第21週と比較し0.9人増え、増加傾向にある。高齢者や重症化リスクの高い人を守り、誰もが必要な医療が受けられるよう、引き続き、医療現場への支援や感染状況の情報発信を丁寧に取り組むこと。
- (2) 5類移行後の社会・経済活動の正常化に向けて、入院や外来患者を受け入れる医療機関の拡大が重要であることから、医療機関に対して、院内感染の指針の周知や、設備整備の支援を着実に推進すること。
- (3) 感染拡大時においても一般医療との両立が図られ、地域の医療機能が確保・保持できるよう、医療機関における平時からの感染防止対策の構築に向けた診療報酬の見直しなど医療機関に対する更なる財政措置の充実を図ること。

【農林水産省】

1 物価高騰対策について（こ家庁を除いて共通）

燃油等のエネルギー価格高騰により道民生活のみならず、本道の基幹産業である農林水産業をはじめあらゆる分野での事業活動や医療福祉介護サービス

の提供に重大な影響を及ぼしていることから、影響が緩和されるよう、国として継続的な対策を講じること。

2 農業政策について

(1) 持続可能な農業の発展について

食料・農業・農村基本法の見直しにあたっては、「食料の安定供給の確保」などの4つの基本理念のもと、食料安全保障としての財政的支援を拡充するとともに、持続可能な本道農業の発展を図る施策を構築すること。

(2) 食料安全保障政策の確立について

国民への食料の供給については、輸入に依存しない国内自給を基本として、豊凶作の対応を含めた主農畜産物の新たな備蓄制度の構築など食料安全保障政策を確立すること。また、国内需給調整は生産者と団体で主に実施している実態を踏まえ、食料安全保障の観点から、国の責任や役割を明確化した上で、国内農業基盤を維持増進させる国内需給調整システムの構築を図ること。

(3) 食料の安定供給の確保について

平時から食料安全保障を強化するため、現在の食料・農業・農村基本法では国内の農業生産の増大を図ることを基本としていることから、食料自給率の向上に努めることを明記するとともに、輸入依存度が高い品目や飼料作物の自給率を高めるための実効性ある具体的な施策を講じること。また、輸入農畜産物が国内生産に影響を与えない仕組みを構築すること。

(4) 生産資材の安定供給と備蓄制度の確立について

食料生産に欠かせない燃油・肥料・飼料などの生産資材については、世界情勢の変化に大きく影響を受ける輸入に依存している実態を踏まえ、国内で調達を可能とする安定供給体制を構築すること。また、国内資源の有効活用や備蓄制度の確立を図ること。

(5) 再生産可能な価格形成の構築について

現下の世界情勢の変化による急激な物価高騰に対しては、国の責任のもとで合理的な価格と良質な食料の供給が安定的に提供できるよう対策を講じること。また、価格転嫁に対する国民への十分な理解醸成を図るとともに、農業者が再生産可能となる価格形成の仕組みづくりを進めること。

3 林業政策について

(1) 活力ある森林づくりについて

森林吸収源対策を推進するため、伐採後の着実な植林や間伐、森林施業の基盤となる路網整備などに必要な予算を十分確保するとともに、優良種苗の安定供給への支援を充実・強化すること。また、森林を多く有する地域において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

(2) 道産木材の利用促進について

道産建築材の利用拡大に向けて、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設などの整備といった、道産木材の安定供給体制の構築を図る取り組みに必要な予算を十分確保すること。

(3) 森林づくりを担う人材の育成・確保について

森林づくりを担う人材の確保に向けて、林業・木材産業の人材を育成する「北の森づくり専門学院」の生徒が修学に専念するための給付金の支援をはじめ、技能検定制度の創設、就労環境の整備など外国人材の活用を見据えた取組への支援を充実・強化すること。

4 水産業政策について

(1) 赤潮による漁業被害への継続的支援について

2021年9月に北海道太平洋沿岸で発生した赤潮による漁業被害については、資源が回復するまで複数年要することから、漁業者や地方公共団体による漁場環境の回復や、生産の回復安定に対する取り組みに対して国費による継続した財政支援措置を講じること。

(2) ALPS処理水の処分について（経産省の再掲）

ALPS処理水の処分については、地元の漁業者や住民はもとより、全ての国民や諸外国に反復した丁寧な説明①を尽くし理解を得ることが重要であり、水産物のモニタリング②を拡充し、安全性の確保に万全を期すとともに、懸念される風評被害防止③など漁業者が安心して漁業を継続できるよう国の責任で万全の対策を講じること。①は農水省、経産省 ②は農水省 ③は農水省、経産省

(3) 水産資源の回復・管理の推進について

近年、サケ、サンマ、スルメイカなど北海道の主要魚種の不漁が続いている。主要な魚種の水揚げ量の減少は、漁業者の収入の減少だけでなく、水産加工業など地域経済にも影響を及ぼすことから、不漁の原因解明と水産資源の回復に取り組むとともに、海洋環境の変化に対応した新たな増養殖技術の開発や漁場の整備などに必要な予算を確保すること。また、サンマやイカなどは国際的なルールづくりを早急に進めること。

【国土交通省】

1 物価高騰対策について（こ家庁を除いて共通）

燃油等のエネルギー価格高騰により道民生活のみならず、本道の基幹産業である農林水産業をはじめあらゆる分野での事業活動や医療福祉介護サービスの提供に重大な影響を及ぼしていることから、影響が緩和されるよう、国として継続的な対策を講じること。

2 公共交通ネットワークについて

(1) 北海道は、過疎化や少子化による利用者の減少や経費の高騰などにより採算性の悪化に加え、担い手不足などと相まって、公共交通ネットワークの維持・確保が困難な状況が続いていることから、持続的な地方公共交通の確保に

- 向けて、地方公共交通計画などの推進に必要な予算を確保すること。
- (2) 路線再編などの最適化につながる取り組みや地域における新たな連携促進を図る「共創」の取り組みを支援する制度強化、再構築後の維持・存続に係る新たな支援制度の創設を図ること。
 - (3) 長大路線を抱える北海道の乗合バス事業は、経費が嵩む地域事情を抱えていることから、国補助額と実欠損額の乖離を是正し、実態に即した支援を講じること。
 - (4) 自動車運送業における深刻な人材不足を解消するため、国において雇用環境の整備に向けた支援や、地域の実情に即した運行体制が確保できるよう必要な措置を講じること。加えて、バス事業をはじめとする様々な交通機関の安全確保の徹底を行うこと。

3 JR北海道の経営自立に向けた支援について

- (1) 広域分散型の本道において鉄道は、地域住民の生活や物流、観光など産業全般を支える重要な交通基盤であることから、令和2年12月に国が公表した「JR北海道等に対する支援について」に基づき、JR北海道への支援を着実に実施すること。
- (2) 令和6年以降の支援について、本道の鉄道ネットワークが果たす役割を踏まえ、更に3年にも及ぶ新型コロナウイルス感染症などの影響を加味した上で検討を進め、早期に示すこと。

4 JR北海道の利用促進について

地域とJR北海道による利用促進の取り組みがより効果を発揮するよう、国の観光施策などを活用した地域の取り組みに対する支援の拡充を図ること。

5 JR北海道の安全性の確保と利便性の向上について

JR北海道の路線が安全かつ安定的に維持・確保されるよう、路線の整備を促進し、鉄道輸送の強化に努めるとともに、安全性確保・向上を図るため、耐震、災害予防（雪害を含む）対策等に係る支援措置を拡充すること。

また、新千歳空港アクセス鉄道の抜本改良や都市間輸送の高速化などJR北海道の収益基盤を確立する取り組みへの支援措置を講じること。

以上